

妊娠を希望される方・妊娠がわかったら

母子健康手帳の交付

問 子育て支援課

妊娠がわかったら、妊娠の届出を行い、母子健康手帳をもらいましょう。母子健康手帳は、妊娠期から乳幼児期までのお母さんと赤ちゃんの健康に関する大切な情報が、ひとつの手帳で管理されるものです。必要に応じて医療関係者により赤ちゃんの健康状態が記録されますので、常に持ち歩き、紛失しないようにしましょう。

母子手帳アプリ むつ市子育て支援アプリ

「むつ市子育て支援アプリ」は、むつ市が提供する安心してお使い頂ける子育てアプリです。妊娠から出産、子育てに役立つ機能がたくさんあります。

ぜひ紙の母子手帳と合わせてお使いください。



アプリストアからダウンロードして、
カンタン登録！



妊婦委託健康診査

問 子育て支援課

妊婦健診は、妊婦さんや赤ちゃんの健康状態を定期的に確認するために行うもので、健診費用は補助制度が設けられています。妊娠中は、不安や困ることが多くあるため、つわりの対処法や日常生活の注意点など、こまめにアドバイスを受けましょう。健診を受けつつ、変化する妊娠期間をどのように過ごすか、どんな出産を希望するか、イメージをつくることが大切です。

広 告



痛みの診療「ベインクリニック」開設。
産婦人科や内科など
幅広い診療に対応したクリニックです。

■診療科目 産婦人科・内科・小児科 **ベインクリニック**

医療法人白心会 北村医院
むつレディス&ベインクリニック

院長 北村 隆 副院長 北村 俊平

	月	火	水	木	金	土	日
診療時間	午前 / 9:00-13:00	●	●	●	●	●	-
	午後 / 15:00-17:00	●	●	●	●	●	-
	夜間 / 17:00-18:30	●	●	●	●	-	-
休 診 日 日曜・祝日(土曜はベインクリニック休診)							
受付時間 診療時間終了の30分前まで(時間外診療は随時受付)							

お気軽にお電話ください ☎0175-22-2135 〒035-0031 むつ市柳町1-9-55
HPはこちら 

問 子育て支援課

むつ市では、妊婦委託健康診査受診票を発行し、妊婦健診にかかる費用を助成していますが、受診票はむつ市が委託契約を行っている医療機関のみ、利用できます。

そこで、里帰りなどの理由により県外等で妊婦健診を受診された方のうち、下記対象に該当される費用の一部を助成します。

対 象 むつ市内に住所のある妊婦で、むつ市が委託契約を行っていない医療機関において、妊婦委託健康診査を受けられた方

助成額 妊婦健診の助成金額の上限については検査の内容によって異なりますので、窓口にお問い合わせください。



産前産後期間の国民年金保険料免除



問 国保年金課

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6か月前から届出可能です。

対 象 国民年金第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方

免除期間 出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間

多胎妊娠の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間

※出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産、流産、早産された方を含みます)。

妊娠を希望される方・妊娠がわかったら



「そろって本当？」 子育ての疑問



Q 授乳は必ず3時間おきにするの？

A 母乳の場合は赤ちゃんが欲しがるときのタイミングで

母乳は赤ちゃんの欲しがるときにあげましょう。授乳を繰り返すことで母乳が作り続けられることになり、徐々に赤ちゃんとの授乳のペースも安定してきます。育児用ミルクは商品に記載されている月齢に合わせた量などを参考にしてあげてください。



ハローベビー教室

問 子育て支援課

妊婦さんを対象に、ハローベビー教室を開催します。詳細については対象の方へ個別に通知します。

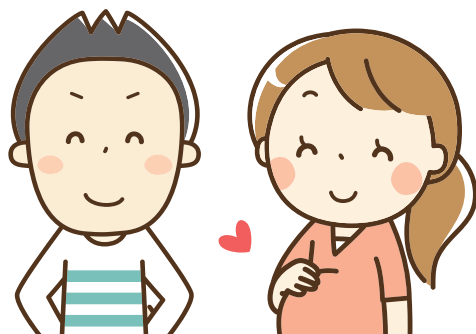
対 象 むつ市内に在住の妊婦とその夫(パートナー)、家族(里帰りで市内に滞在中の妊婦も可)

内 容 育児体験(赤ちゃん人形を使ったオムツ交換や抱っこ)
妊娠シュミレーター体験、沐浴見学、歯科検診、栄養相談など

不妊治療費の助成

問 子育て支援課

不妊治療の経済的負担を軽減するため、不妊治療にかかる費用の対象分について助成します。



赤ちゃんが生まれたら

出生届

問 市民課

お子さまが生まれた日から14日以内に提出しましょう。出生届は出産した病院でもらえます。自宅出産などでお手元にない場合は市民課へご相談ください。書類の提出は365日24時間いつでも可能です。出生届を提出後、受理されると戸籍や住民票に記載されます。なお、戸籍や住民票にお子さまの情報が反映されるまで数日かかりますので、お急ぎで必要な方はご相談ください。

届出地 本籍地、出生地、届出人の所在地

届出の窓口 本庁舎…市民課

川内庁舎・大畑庁舎・脇野沢庁舎…市民生活課

※閉庁日・閉庁時間の場合は、各庁舎の宿直で提出できます。

必要なもの ☒ 出生届 ☒ 母子健康手帳 ☒ 届出人の印鑑(任意)

☒ 国民健康保険被保険者証(お持ちの方のみ)

赤ちゃんが生まれたら



「そろって本当？」子育ての疑問

Q & A

Q お風呂上がりには湯冷ましを飲ませた方がいい？

A ミルクや母乳で水分補給はできます

湯冷ましは離乳食が始まる前の赤ちゃんに必ず飲ませなくてはならないものではありません。お風呂上がりでもミルクや母乳をあげれば水分補給はできます。与える場合は嫌がらないか様子を見つつ、授乳に響かないごく少量にしましょう。



児童を養育している家庭等における生活の安定と、次代の社会を担う児童の健全育成及び資質向上を目的として支給されます。

お子さんが生まれた方はお子さんが生まれた翌日、むつ市に転入してきた方は前住所地の転出予定日の翌日からそれぞれ15日以内に申請してください。

対 象 15歳になった最初の3月31日までの間にある児童を養育する方

支給額(児童1人当たり)

対象		手当月額	所得制限世帯
3歳未満		15,000円	5,000円 ※1
3歳～小学校修了前	第1子、第2子	10,000円	
	第3子以降 ※2	15,000円	
中学生		10,000円	

※1 受給者の所得が所得制限限度額以上の場合、特例給付として月額5,000円を支給します。また、所得上限限度額以上の場合は児童手当等は支給されません。

※2 「第3子以降」とは高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

支給時期 原則として、毎年6月・10月・2月の各15日(土日祝日の場合は前日)に、それぞれの前月分までの手当を支給します。



問 国民健康保険にご加入の方は、国保年金課へ
その他の保険にご加入の方は、出産される方が
ご加入の健康保険等へお問い合わせください

健康保険や国民健康保険などの被保険者またはその被扶養者が出産したとき、出産にかかる経済的負担を軽くするため、一定の金額が支給される制度です。ただし、出産費用が一時金を超える場合、差額分は自己負担となります。

逆に、少ない場合は差額分を加入の健康保険へ請求することができます。

直接支払制度

出産育児一時金の請求と受け取りを、妊婦などに代わって医療機関などが行う制度です。出産育児一時金が医療機関などへ直接支給されるため、退院時に窓口で出産費用を全額支払う必要がなくなります。

受取代理制度

妊婦などが、加入する健康保険組合などに出産育児一時金の請求を行う際、出産する医療機関などにその受け取りを委任することにより、医療機関などへ直接出産育児一時金が支給される制度です。

※直接支払制度を利用せず、従来どおり保険者窓口に出産育児一時金などの支給申請を行うことは可能です。ただし、退院時に医療機関などの窓口で、全額お支払いいただくことになります。

赤ちゃんが生まれたら



「そろって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q だっこばかりしていると抱きぐせがついて、手がかかる？

A だっこは大事なスキンシップ！

昔は「抱きぐせ」がつくと赤ちゃんがだっこを求めて泣くようになると言われていましたが、だっこは大事なスキンシップ！心の成長に必要なので、たくさんだっこしてあげて下さい。



産婦健康診査

問 子育て支援課

産後(死産を含む)1か月の出産後間もない時期のお母さんの健康を確認するため、その健康診査にかかる費用を助成します。産婦健康診査受診票は母子健康手帳交付時、妊婦委託健康診査受診票とあわせて交付していますので、ぜひご利用ください。

※市外で利用される場合は、事前に子育て支援課へご相談ください。

産後ケア事業

問 子育て支援課

産後1年未満において、お母さんの体調不良や育児への不安、家族からの産後の援助が十分に得られないなどの母子を対象に、心身の安定、育児不安の解消を目的に母親のケアや育児サポートを行います。

- ① 母子の健康管理及び生活面のアドバイス
- ② 授乳方法や乳房ケアの支援、相談
- ③ 育児についての支援、相談

対 象 むつ市内に住所のある、以下の条件をみたす母子

- ▶ 産後1年未満であること
- ▶ 乳児が健康で日常生活に支障がないこと
- ▶ 家族などから十分な家事、育児などの援助が受けられない方
- ▶ お母さんの心身の不調や育児への不安がある方

利用内容 助産師などがご自宅に訪問します。

利用料金 無料

赤ちゃんが生まれたら

新生児聴覚検査費の助成

問 子育て支援課

新生児聴覚検査受診票を発行し、新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成します。

※市外で利用される場合は、事前に子育て支援課へご相談ください。

対 象 むつ市内に住所のある生後3か月以内の方



赤ちゃんの健康

訪問



問 子育て支援課

産婦・新生児訪問

保健師、助産師が訪問します。赤ちゃんやお母さんの様子をお伺いしたり、赤ちゃんの計測、育児相談などをお受けします。訪問日時は、事前に電話でご連絡します。

こんにちは赤ちゃん訪問

生後2～4か月のお子さんのいるご家庭に“赤ちゃん訪問員”が訪問します。赤ちゃんの体重計測や子育てに関する相談、地域の子育て支援に関する情報提供を行います。

乳幼児健康診査



問 子育て支援課

乳児一般委託健康診査

1歳未満の赤ちゃんを対象に医療機関で診察などを行います。受診票は母子健康手帳交付時にお渡しします。健診の個人通知はありません。

対象 1か月・3～4か月・6～7か月・10か月・1歳児(いずれか2回分)

場所 各医療機関

赤ちゃんの健康



「そろって本当？」 子育ての疑問



Q 頭の形をよくするために、うつぶせ寝の方が良い？

A 医学上の理由が無い場合は「あおむけ寝」が推奨

乳幼児突然死症候群(SIDS※)の予防策のひとつとして、医学上の理由が無い場合は「あおむけ寝」が推奨されています。

※予兆の無いまま、健康な乳児に突然死をもたらす疾患





10か月児健康診査

生後10か月になる月に健診をご案内します。集団での健診です。

対象 生後9か月以上生後14か月以下

場所 むつ地区：下北文化会館、川内・脇野沢地区：川内庁舎、大畑地区：ふれあいかん

内容 身体計測・小児科診察・育児相談・栄養相談・ブラッシング指導



1歳6か月児健康診査

1歳7か月になる月に健診をご案内します。集団での健診です。

対象 1歳6か月以上2歳児以下

場所 むつ地区：下北文化会館、川内・脇野沢地区：川内庁舎、大畑地区：ふれあいかん

内容 身体計測・小児科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・ブラッシング指導



2歳児健康診査

2歳6か月になる月に健診をご案内します。集団での健診です。

対象 2歳6か月以上3歳児以下

場所 むつ地区：下北文化会館、川内・脇野沢地区：川内庁舎、大畑地区：ふれあいかん

内容 身体計測・小児科診察・歯科診察・育児相談・栄養相談・ブラッシング指導



3歳児健康診査

3歳6か月になる月に健診をご案内します。集団での健診です。

対象 3歳6か月以上4歳児以下

場所 下北文化会館

内容 身体計測・尿検査・視覚検査(屈折検査)・小児科診察・歯科診察・耳鼻科診察・育児相談・栄養相談・ブラッシング指導

広 告

槇皮膚科医院

院長 槇 泉

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9:00~12:15	○	○	○	○	○	○
午後 1:45~ 5:30	○	○	×	○	○	×

休診日／日曜日・祝日・水曜日・土曜日の午後

〒035-0031 むつ市柳町1-8-1

0175-22-1881



高瀬歯科医院

歯科・歯科口腔外科・小児歯科

診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:30	●	●	●	●	●	●
14:00~18:00	●	●	●	●	●	／

訪問診療いたします 休診 / 日曜・祝日

むつ市柳町1-4-14 **P有**

TEL (0175) 22-1366 **FAX (0175) 22-5829**



予防接種



問 予防医療・感染症対策課

予防接種は病気に対して免疫をつけ、身体を守る大切なものです。

定期予防接種（ヒブ、小児用肺炎球菌、BCG、ロタウイルス、4種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎、水痘、B型肝炎）のほかに任意の予防接種（おたふく1歳児）についても助成しています。

生後1か月位にすこやかBOOK（予防接種予診票のつづり）をご自宅へ送付致します。

生後2か月から予防接種開始となりますので、健康づくりカレンダー、ホームページで医療機関等を確認後、予約をして接種を受けて下さい。

乳幼児期に受けたい予防接種一覧(定期接種)

不 不活化ワクチン **生** ワクチン

予防接種名	予防する病気	接種回数(接種間隔)	対象年齢 ※()は標準的な期間
不 B型肝炎	B型肝炎ウイルス感染による肝炎、肝硬変、肝がん	3回 (初回接種後27日以上の間隔を置いて2回目。3回目は第1回目の接種から139日以上の間隔をおく)	生後1歳未満 (生後2か月～8か月の時期)
不 ヒブ	インフルエンザ菌b型による気管支炎、髄膜炎、肺炎など	初回 3回 (27日～56日までの間隔をあけて3回) 追加 1回 (初回の3回目終了後、7か月～13か月の間隔をあけて1回)	生後2か月～5歳未満 (生後2か月～7か月に至る間) 5歳未満 (初回の3回目終了後、7か月～13か月に至る間)
不 小児用肺炎球菌	肺炎球菌による中耳炎、細菌性髄膜炎、肺炎など	初回 3回 (27日以上の間隔をあけて3回) 追加 1回 (初回の3回目終了後、60日以上の間隔をあけて生後12か月以降に1回)	生後2か月～5歳未満 (生後2か月～7か月に至る間) 5歳未満 (生後12か月～15か月に至る間)
生 BCG	▶結核	1回	生後1歳未満 (生後5か月～8か月の時期)

赤ちゃんの健康

— 広 告 —



歯科・歯科口腔外科

畑中歯科医院



★診療時間

時 間	月	火	水	木	金	土
9:00～13:00	●	●	●	—	●	9:00～12:30
14:30～18:00	●	●	●	—	●	14:00～17:00

☎0175-23-4338

むつ市小川町1-17-13

P 駐車場有



★ 休診日 / 木曜・日曜・祝日

予防接種名	予防する病気	接種回数(接種間隔)	対象年齢 ※()は標準的な期間
生 ロタウイルス	ロタウイルスによる胃腸炎	1価ワクチン 2回	1価 生後6週～24週
		5価ワクチン 3回	5価 生後6週～32週
不 4種混合	▶ジフテリア ▶百日せき ▶破傷風 ▶ポリオ	初回 3回 (20日～56日までの間隔をあけて3回)	生後2か月～7歳6か月未満 (生後2か月～12か月に至る間)
		追加 1回	7歳6か月未満 (1期初回の3回目終了後、12か月～18か月に至る間)
生 麻しん 風しん (MR)	▶麻しん(はしか) ▶風しん	1期 1回	1歳～2歳未満
		2期 1回	小学校就学前年の1年間
生 水痘	▶水痘	2回 (1回目接種終了後、3か月以上の間隔をあけて2回目)	生後1歳～3歳未満 (1回目接種終了後、6か月～12か月の間隔)
不 日本脳炎	▶日本脳炎	1期初回 2回 (6日～28日までの間隔をあけて2回)	3歳～7歳6か月未満
		1期追加 1回 (1期初回の2回目終了後、概ね1年の間隔をあけて1回)	4歳～7歳6か月未満
		2期 1回	9歳以上13歳未満

接種を生後2か月から7か月未満に開始した場合の表です。この期間に接種を開始しない場合は回数などが異なります。

廣告

内科・小児科・麻酔科

医療法人
道坤会

菊池医院

院長・麻酔科医師／菊池浩太郎

健康診断・予防接種の実施

TEL 0175-24-1276

FAX 24-2612

<http://www.kikuchiiin.com>



診療時間	月	火	水	木	金	土
9:00~12:00	●	●	●	—	●	●
14:00~18:00	●	●	●	—	●	●

※受付時間は診療終了の15分前までとなります。

休診日／木曜・日曜・祝日

むつ市大湊浜町16-27



予防接種スケジュール

予防接種名		0歳	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳
不	B型肝炎																									
不	ヒブ(インフルエンザ菌b型)																									
不	小児用肺炎球菌																									
生	BCG																									
生	ロタウイルス	1価																								
	5価																									
不	4種混合																									
生	麻しん	1期																								
	風しん(MR)	2期																								
生	水痘																									
不	日本脳炎	1期																								
	2期																									

揺さぶられ症候群



赤ちゃんを激しく揺さぶらないで！

赤ちゃんを泣きやませようとしたり、あやしたりする時に、強く揺さぶることは絶対にしてはいけません。

未発達の大脳に出血を生じさせ、障がいが残ったり、死亡する場合があります。

一瞬イライラして、赤ちゃんを揺さぶると、一生赤ちゃんを不幸にしてしまいます。

赤ちゃんが揺さぶられたのではないかと思ったら、すぐに病院に行って医師の診療を受けて、揺さぶられたことを医師に話してください。





ひとり親家庭等医療費助成制度

問 子ども家庭課

むつ市ひとり親家庭等医療費助成制度は、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援することを目的としています。

※事前に受給資格の認定申請が必要です。

支給対象者

むつ市に住民登録(又は外国人登録)があり、医療保険に加入しているひとり親家庭の父又は母と児童、あるいは養育者家庭の児童

※一定の所得制限があります。

ただし、次の場合は該当になりません。

- ▶生活保護法による保護を受けている場合
- ▶児童福祉法に定める施設、国や地方公共団体が負担している施設に入所している場合
- ▶児童福祉法に定める里親に委託されている場合

助成の範囲

医療機関へ支払った費用の内、健康保険が適用されるものについて

1.父または母

各月・各医療機関ごとに1,000円を超えた額(薬局に支払った分については、処方せん発行元の病院に支払った額との合計が1,000円を超えた額となります。)

2.児童

全額を助成しています。(高額療養費などが該当となる場合は、その額を差し引いた自己負担分の助成となります。)

— 広 告 —



全国全ての病院の
処方箋を受け付けております。

天馬調剤薬局

T E N M A P H A R M A C Y

〒035-0073 青森県むつ市中央2丁目5-5(中央クリニックモール)

TEL 0175-29-0220 FAX 29-0221

川内調剤薬局

K A W A U C H I P H A R M A C Y

〒039-5201 青森県むつ市川内町休所42番地267

TEL 0175-31-2200 FAX 31-2201



子ども医療費助成制度

問 子ども家庭課

むつ市では、市内に住所を有し、健康保険に加入している18歳までのお子さんに医療費の助成をしています。

対象年齢

出生の日から18歳に達した日以後の最初の3月31日

対象医療

入院・外来医療費・調剤費(2割または3割負担分)

※保険適用外や入院時食事療養費は対象外です。

※資格証をお持ちでない場合は給付を受けることができませんので、市窓口で資格証の交付申請をしてください。また、健康保険証に変更があった場合も、その都度申請が必要です。

給付方法

①現物支給(県内医療機関)

窓口負担なし(医療機関で資格証を提示)

②償還払い

資格証を提示しなかったり、県外医療機関で受診するなど、資格証が使えず医療費を支払ったときは、診療月の翌月から1年以内に領収書を添えて市窓口で給付申請をしてください。

赤ちゃんの健康



「そろって本当？」子育ての疑問

Q

&

A

Q 離乳食を始める前に、まずは果汁を与えた方がいい？

A 果汁やスプーンを先に与える必要性はない

現在厚生労働省が公表している「授乳・離乳の支援ガイド」では乳児期以降の果汁の過剰摂取による低栄養や発達障がいとの関連が報告されており、栄養学的な意義も認められていません。また「スプーン等の使用も離乳の開始以降でよい」と述べられています。





未熟児養育医療

問 子ども家庭課

出生時の体重が2,000g以下または身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする場合に対して、その治療に必要な医療費を負担する制度です。該当の方は、養育医療券の交付を受けてください。手続きには医師意見書、保険証などが必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。



育成医療

問 障がい福祉課

身体に障がいがあるなどの18歳未満の児童で、手術などの治療により症状が軽くなると認められる場合に、その治療に要する医療費を一部支給する制度です。

該当の方は、治療開始前に育成医療の申請の手続きをしてください。手続きには医師の診断書などが必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。



教室・相談



育児相談

問 子育て支援課

子育てに関する悩みやご心配があれば、いつでもご相談ください。



発達相談

問 子育て支援課

発達に関する悩みやご心配があれば、いつでもご相談ください。



離乳食教室・赤ちゃん相談

問 子育て支援課

大畑庁舎[市民生活課]

川内庁舎[市民生活課]

離乳食のお話や相談・育児のお悩み、子どもの成長・発達の不安、お口の健康のお話や相談等に対応しております。対象の赤ちゃんのいるご家庭に個別で案内をお送りしておりますので詳細はそちらをご覧になるかお問い合わせ下さい。

救急・夜間休日診療

子どもの具合がおかしい

青森県こども救急電話相談

- ▶ 休日や夜間に子どもの様子がおかしいが、「もう少し様子をみるか」「急患で受診したほうがいいか」「救急車を呼ぶべきか」迷っているときに
- ▶ 対応方法や医療機関への受診の目安等、経験豊富な看護師がアドバイスします。

電話番号	▶ 携帯電話やプッシュ回線電話 (局番なし) TEL # 8000 ▶ ダイヤル回線電話及び公衆電話 TEL 017-722-1152
利用可能時間	▶ 平日: 午後7時から翌朝8時まで ▶ 土曜日: 午後1時から翌朝8時まで ▶ 日祝日: 午前8時から翌朝8時まで

むつ市内在宅当番医案内

- ▶ むつ下北医師会で、市内の開業医により休日の夜間在宅当番医制を実施しています。
- ▶ 夜間救急診療受付時間は、午後7時から午後10時までです。

問い合わせ	
病院案内(下北消防本部)	TEL 0175-23-3999

救急・夜間休日診療

広 告

医療法人 章士会

内科

三上医院

理事長 三上 史雄

診療時間	月	火	水	木	金	土
8:30～12:00	●	●	●	●	●	●
14:00～17:00	●	●	●	予約	●	／

休診/日曜日・祝日・土曜日午後 ★木曜日午前8:30～11:00

●土曜日の診療時間は 8:30～12:00

※木曜午後は予約外来です。



むつ市柳町1-8-22 TEL 0175-22-1011



市内の主な小児科医療機関

名称	所在地	電話番号	休診日	健診、予防接種他
むつ総合病院	小川町一丁目2-8	0175-22-2111	土・日・祝	木:1か月健診 火:3〜4か月健診 ※予約電話必要
ちば小児科 アレルギー科 クリニック	緑ヶ丘6-16	0175-33-8001	日・祝 水・土(午後)	木:午後〜アレルギー外来 火:午後〜乳児健診
どんぐりこども クリニック	中央二丁目5-5	0175-24-5656	木・日・祝 土(午後)	月・金:乳児健診 時間:14:00〜15:00 月・火・水・金:予防接種 ※予約電話必要
菊池医院	大湊浜町16-27	0175-24-1276	日・祝 木(午後)	
北村医院 むつレディス& ペインクリニック	柳町一丁目9-55	0175-22-2135	日・祝 土(午後)	



「そろって本当？」子育ての疑問



Q 虫歯はうつる？

A 唾液等から虫歯菌に感染する可能性が！

実は生まれたばかりの赤ちゃんには歯がないため虫歯菌がいません。歯が生え始めると唾液等から虫歯菌に感染する可能性がでてきます。そのため、噛み砕いたものを与えたり、同じスプーンを使うのは避けましょう。



保育所・認定こども園・幼稚園

保育所

保育所は、保護者の就労又は病気等の理由により、日々家庭において乳幼児の保育ができない場合に、保護者に代わって乳幼児を保育することを目的としています。

保育の利用時間及び保育を必要とする事由について

保育標準時間(最長11時間/日)	保育短時間(最長8時間/日)
児童の保護者が次のいずれかに該当し、保育の必要性が認められる場合 ▶月15日以上かつ120時間以上の就労 ▶妊娠・出産※1 ▶疾病・障がい ▶介護・看護 ▶家庭の災害 ▶就学※3	児童の保護者が次のいずれかに該当し、保育の必要性が認められる場合 ▶月15日以上かつ60時間～120時間未満の就労 ▶求職活動※2

※1 出産予定月2か月前および出産月を含めた後ろ3か月(最大5か月間)

※2 求職活動をするための期間限定入園(年度内3か月、就労後継続入園可能)

※3 就労認定条件と同様

利用時間のイメージ (例) 開所時間が7:00から18:00までの保育所の場合

7:00	8:30	16:30	18:00	18:30
	延長保育	保育短時間利用(8時間)	延長保育	延長保育
		保育標準利用時間(11時間)		延長保育

※開所時間・延長保育料は各施設により異なりますので、詳細は各施設にお問い合わせください。

入所申込

子ども家庭課または分庁舎市民生活課の窓口で、午前8時30分から午後5時15分の時間内に受付を行います。入園は原則毎月1日からとなります。入園を希望する前月の10日までに児童を同伴し、お申し込み下さい。(毎年4月からの入園受付は12月頃行います。)

広 告

社会福祉法人 心光会

あすなる保育園

他人に迷惑をかけない 元気な子



〒039-4401 むつ市大畑町観音堂11-3 TEL 0175-34-2333 開園時間 7:10～18:10



市内保育所一覧

私立

名称	所在地	電話番号	定員	保育可能年齢	開所時間	バス送迎
近川保育園	奥内字近川8	0175-26-2117	50	生後4か月以降	7:00～18:30	○
並木保育園	南町9-36	0175-22-6500	100	生後6か月以降	7:00～18:30	
海の子保育園	関根字前浜8-2	0175-25-2955	50	生後6か月以降	7:00～18:30	○
白百合保育園	下北町6-22	0175-22-3703	120	生後6か月以降	7:00～19:00	
小川町第二白百合保育園	小川町一丁目15-13	0175-22-1689	110	生後6か月以降	7:00～19:00	
ゆきのご保育園	旭町1-30	0175-24-4845	150	生後6か月以降	7:00～18:30	
大平保育園	大平町39-6	0175-24-2294	90	生後6か月以降	7:00～18:30	
柳町ひまわり保育園	柳町一丁目9-13	0175-22-1655	120	生後2か月以降	7:00～18:30	
苔生ひまわり保育園	新町40-4	0175-23-5252	120	生後2か月以降	7:00～18:30	
エビナ保育園	川内町休所42-185	0175-42-2216	30	生後2か月以降	7:00～18:30	
あすなろ保育園	大畑町観音堂11-3	0175-34-2333	20	生後2か月以降	7:10～18:40	
脇野沢保育園	脇野沢本村65	0175-44-2014	20	生後2か月以降	7:15～18:15	○
小規模保育施設 ナーサリーしらゆり	小川町一丁目15-31	0175-33-3012	19	生後2か月～2歳	7:00～18:30	

認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。保護者の就労状況が変わっても同じ園に通い続けられます。

保育認定の場合の利用時間・保育を必要とする事由は保育所と同じです。

入所申込

教育認定(1号認定)を希望される場合は、入所希望の認定こども園へ直接相談のうえ、お申込み下さい。

— 広 告 —



保育時間 7:00～18:00

延長保育有 18:00～18:30 (希望者)

乳児保育 (生後6か月以上～)

鼓隊指導…専門講師の指導による年長・年中組の子どもに、鼓隊を体験させ「思いやりの心」「力を合わせる心」「ねばり強く最後までがんばる心」を育てます。

〒035-0046 むつ市南町9-36
TEL. 0175-22-6500 FAX. 0175-22-7322
<http://www.namiki-kids.com>



保育認定(2・3号認定)を希望される場合は、子ども家庭課または分庁舎市民生活課の窓口で、午前8時30分から午後5時15分の時間内に受付を行います。入園は原則毎月1日からとなります。入園を希望する前月の10日までに児童を同伴し、お申し込み下さい。(毎年4月からの入園受付は12月頃行います。)

市内認定こども園・幼稚園一覧

私立

名称	所在地	電話番号	定員	保育可能年齢	開所時間	バス送迎
保育所型認定こども園 大畑中央保育園	大畑町中島 4-6	0175-34-5100	15	満3歳から	7:00～18:30	○
			55	生後2か月以降		
保育所型認定こども園 希望の友保育園	大曲一丁目 8-12	0175-22-6637	15	満3歳から	7:00～18:00	
			55	生後2か月以降		
幼稚園型認定こども園 こぼと幼稚園	昭和町23-25	0175-22-5070	62	満3歳から	10:00～14:00	○
			18	2歳から	8:00～18:00	
幼稚園型認定こども園 むつひまわり幼稚園	横迎町二丁目 14-50	0175-22-1530	100	満3歳から	8:00～14:00	○
			76	生後2か月以降	7:30～18:30	
幼保連携型認定こども園 星美幼稚園	金谷一丁目 9-11	0175-22-2223	90	満3歳から	7:30～18:30	○
			60	生後6か月以降		
幼稚園型認定こども園 こすもす幼稚園	大畑町兎沢 17-228	0175-34-5255	40	満3歳から	9:00～15:00	○
			20	1歳から	7:30～18:00	
幼保連携型認定こども園 よしのこども園	緑町17-8	0175-22-4015	15	満3歳から	7:00～19:00	
			75	生後2か月以降		

幼稚園

名称	所在地	電話番号	定員	保育可能年齢	開所時間	バス送迎
大湊幼稚園	宇田町12-5	0175-24-2832	75	満3歳から	8:00～17:30	○
大湊カトリック幼稚園	大湊浜町 20-17	0175-24-1720	45	満3歳から	7:45～18:00	○
田名部カトリック幼稚園	新町11-28	0175-22-2491	15	満3歳から	8:00～14:00	○
あたご幼稚園	川内町川内87	0175-42-3673	25	満3歳から	8:00～15:00	○

広告

仲良く遊べる子、よく聞ける子
はつきり表現できる子

随時
園児募集

学校法人 精舎学園

あたご幼稚園

〒039-5201
むつ市川内町川内87
TEL 0175-42-3673
FAX 0175-42-3682




豊かな心をもち
健康であかるい子ども

こすもす幼稚園

学校法人 藤菊学園

認定こども園こすもす幼稚園

音楽を楽しみ、人間らしい心を育みます

〒039-4401 むつ市大畑町兎沢17-228
TEL/FAX.0175-34-5255




保育所・認定こども園・幼稚園

子どもを預けたい



一時預かり事業



- ▶ 一時的に保育できない場合、市内の2か所の保育施設に預けることが出来ます。
- ▶ 希望する日の3日前までに保育施設へ申し込みが必要です。



よしのこども園

問 むつ市緑町17-8 TEL 0175-22-4015

対象年齢	生後6か月から5歳までの子ども
利用可能日時	月曜日から金曜日 8時から16時(祝日・年末年始を除く)
利用限度	週3日、月14日
利用料金	▶ 8時から12時 : 1,500円 ▶ 12時から16時: 0.1歳は1,500円 2歳以上は1,000円 ▶ 1日 : 0.1歳は3,000円 2歳以上は2,500円



大畑中央保育園

問 むつ市大畑町中島4-6 TEL 0175-34-5100

対象年齢	生後6か月から5歳までの子ども
利用可能日時	月曜日から土曜日 8時から16時(祝日・年末年始を除く)
利用料金	▶ 1日: 2,100円

子どもを預けたい

— 広 告 —

社会福祉法人桜木会
幼保連携型認定こども園

よしのこども園

〒035-0053 むつ市緑町17-8
TEL : 0175-22-4015
FAX : 0175-22-4017



保育理念 すべての育ちは遊びから
～生涯にわたる生きる力の基礎を培う～

- 就労の有無にかかわらず、**入園可能!**
- コミュニケーションアプリを導入し、毎日の遊びの様子を写真付きで配信しています。
- 伝承遊びや自然との関わりを大切に保育を行う事で、主体性を育みます。
- 3歳以上児クラスにて、月1回程度、英語教室・サッカー教室・クッキング活動を行っております。

病児・病後児保育

むつ市にお住まいの生後6か月から小学校3年生のお子さんが病気の時、家庭で看ることができない場合にお子さんをお預かりします。

※利用される際には事前にかかりつけ医の受診医師に「利用連絡票」を記入してもらいます。

おひさまルーム

問 病後児預かり室 「おひさまルーム」 TEL 0175-31-0209

対象児童	むつ市内に住所のある生後6か月から小学校3年生までのお子さん
実施施設	病後児預かり室「おひさまルーム」(むつ市中央2丁目30-2)
利用時間	8:00～18:00(日・祝日・年末年始は除く) ※相談に応じて変更可能
利用料金	1日2,200円(生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料)

ひだまり

問 病児保育室 「ひだまり」 TEL 0175-22-2223

対象児童	むつ市内に住所のある生後6か月から小学校3年生までのお子さん
実施施設	病児保育室「ひだまり」(むつ市金谷一丁目9-11)
利用時間	8:30～16:00(日・祝日・年末年始は除く)
利用料金	1日2,200円(生活保護世帯・市民税非課税世帯は無料) ※昼食希望の場合200円プラス

— 広 告 —

全での子供たちが豊かに育ち合える地域を目指します。 特定非営利活動法人(NPO)

むつ下北子育て支援ネットワーク

ひろば 

〒035-0031 むつ市柳町一丁目2-15
TEL:0175-23-7844 FAX:0175-34-0013

児童デイサービス「あおぞら」
むつ市病児預かり事業「おひさまルーム」
ファミリーサポートセンター

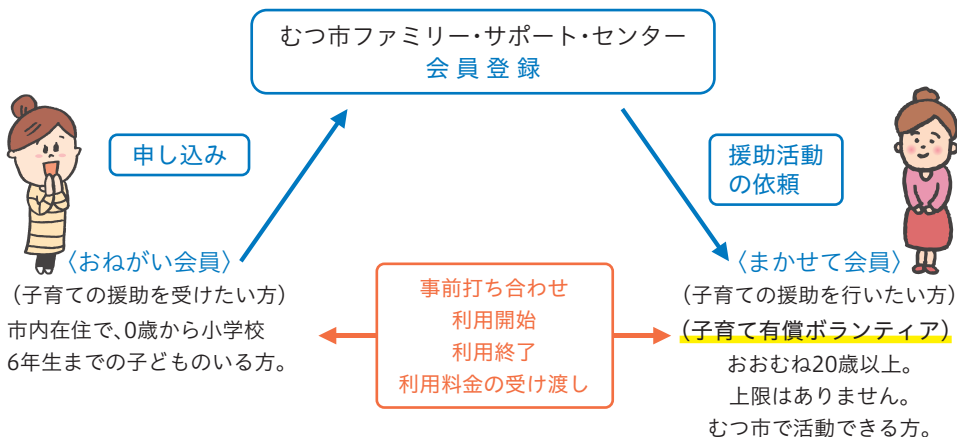
ホームページはこちら▶ 



子どもを預けたい

「子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)」と「子育ての援助を行いたい人(まかせて会員)」を会員として登録してもらい、互いに子育てを支え合う活動をしています。一時預かり送迎などを行います。

ファミリー・サポート・センターのしくみ



利用料金	基本(7:00～19:00)	1時間600円
	早朝・夜間(上記以外の時間)	1時間700円
	土・日・祝日、年末年始	1時間700円

※送迎付きの託児の場合は、まかせて会員が自宅を出た時間が託児開始時間となり、託児料の他に10分100円の送迎料が加算されます。

※兄弟でお預かりする場合、どちらかが満3歳以上であれば、1人分の利用料金は半額となります。

※市民税非課税世帯は利用料金が助成されます。

入会方法	おねがい会員：センターにて説明を受けていただきます。(随時受け付け)
	まかせて会員：センター主催の養成講座を受講していただきます。

援助できる内容	▶ 自宅・保育園・幼稚園・塾・学童保育(なかよし会)までの子どもの送迎。
	▶ 冠婚葬祭、通院、買物、仕事、学校行事、リフレッシュ等での預かり。

申し込み	むつ市ファミリー・サポート・センター(むつ市中央2丁目30-2)
------	----------------------------------

放課後児童健全育成事業(なかよし会)

問 子ども家庭課

なかよし会は、保護者の就労・疾病等により、放課後に家庭において適切な保護育成を受けられない児童を対象に、学校の施設を利用し、専門の支援員を配置して適切な遊び及び生活の場を与えて、児童の健全育成を図ることを目的としています。

実施施設 各小学校なかよし会

対象児童 小学校就学児童(定員により、低学年が優先となります)

入会要件 次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

- ▶ 就労 ▶ 求職活動※1 ▶ 妊娠・出産※2 ▶ 疾病・障がい ▶ 介護・看護
- ▶ 家庭の災害 ▶ 就学

※1 求職活動をするための期間限定入会(3か月・年度中1回、就労後継続入会可能)

※2 出産予定月2か月前および出産月を含めた産後3か月(最大5か月間)
産後3か月を過ぎ、育児休業により在宅となる場合は利用できません。
ただし、産後の経過が思わしくない場合はご相談下さい。

会費 なかよし会活動のため、なかよし会会則に基づき、入会金(保険料等)および会費(活動費、おやつ代等)をいただいています。

入会金 3,000円

会費	4月	5月	6月	7～8月	夏休み	9月
	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	4,000円	2,000円
	10月	11月	12月～1月	冬休み	2月	3月
	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円

※年度途中で入会もしくは退会される場合、金額が変更となる場合があります。

※夏・冬休みの関係により、7～8月で1か月分、12～1月で1か月分となります。

クラブ名	電話番号	定員
第一田名部小学校なかよし会	22-9566	90
第二田名部小学校なかよし会	22-1338	109
第三田名部小学校なかよし会	22-2179	40
苫生小学校なかよし会	22-7269	112
大平小学校なかよし会	24-2476	112
大湊小学校なかよし会	24-1469	30
奥内小学校なかよし会	26-2044	20
関根小学校なかよし会	25-2711	30
川内小学校なかよし会	31-2130	30
大畑小学校なかよし会	34-3137	80
正津川小学校なかよし会	34-3138	30

子どもを預けたい

ひとり親家庭への支援



児童扶養手当



問 子ども家庭課

児童扶養手当とは、父母の離婚や父(母)の死亡等により父(母)と生計をともにできない(または父(母)に重い障害がある)児童の母(父)(または母(父)に代わって児童を養育している人)に支給される手当です。

支給額(令和5年4月分から) 全部支給の場合

対象児童	手当月額
1人目(本体額)	44,140円
2人目の加算額	10,420円
3人目以降の加算額	6,250円

※ご本人または同居の親族の所得が一定以上ある場合、支給額が減額されたり、0円になる場合があります。



就学援助制度



問 教育委員会 総務課

市内の小・中学校に通う世帯で、学用品費等を援助する制度です。

保護者の住民税所得割が非課税または、失業中の世帯

種類	金額(年額)	
学用品費	小学校	1年生 13,000円
		2年生以上 15,000円
	中学校	1年生 24,000円
		2年生以上 26,000円

種類	金額(年額)	
新入学学用品費	小学校	40,000円
	中学校	46,000円



自立支援教育訓練給付金



問 子育て支援課

ホームヘルパー講座など指定された教育訓練講座を受講する場合に受講料の60%に相当する額(上限20万円、下限1万2千円)を支給します。受講の前にご相談ください。



ひとり親家庭の医療費の助成



問 子ども家庭課

ひとり親家庭の方を対象に医療費の助成を行っています。

高等技能訓練促進費

看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、母子家庭高等技能訓練促進費を支給します。

入学支援修了一時金

高等技能訓練促進費の支給対象者が対象資格に係る養成訓練を修了した場合に一時金を支給します。

ひとり親家庭への支援

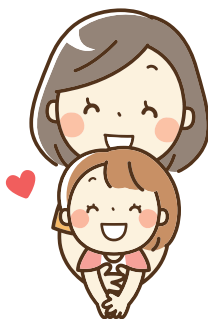


母子生活支援施設

18歳未満の子どもがいる母子家庭で、生活が不安定であったり、住宅事情などで子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設です。指導員が生活するうえでのさまざまな相談や支援を行っています。入所に際しては審査があり、所得に応じた費用負担があります。

福祉資金貸付

ひとり親世帯や寡婦の人の生活の安定と向上のため、就学支度、修学資金、住宅資金などを低利または無利子で借りることができます。各種資金の情報提供とともに、利用者に適した相談と貸付を行います。



障がいのあるお子さまへの支援



障害者手帳



申請窓口 障がい福祉課、各分庁舎市民生活課

障害者手帳を取得することで、障がいをお持ちであることの証明になるほか、税控除や各種割引制度、障害福祉サービス等を利用することができます。

※障害児通所支援サービス、障害福祉サービスは障害者手帳がなくても利用できる場合があります。



身体障害者手帳

対象 視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく・平衡機能・上肢・下肢・体幹・移動機能・心臓・呼吸器・じん臓・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓・免疫機能に障がいがある方(18歳未満を含む)



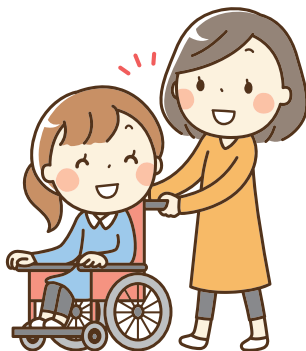
愛護手帳(療育手帳)

対象 知的な発達の遅れにより、日常生活に支障があるために何らかの支援を必要とする方



精神障害者保健福祉手帳

対象 精神障がいのため、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方(精神障がいに係わる初診日から6か月経過後)



特別児童扶養手当

問 子育て支援課

20歳未満の身体や精神に中程度以上の障がいのある児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に対して支給される手当です。所得制限があります。手当を受け取るためには申請が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。

支給額(児童1人あたり)(令和5年4月から)

等級	手当月額
1級(重度)	53,700円
2級(中程度)	35,760円

障害児福祉手当

問 障がい福祉課

日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の障がいをもつ児童(満20歳未満)に対して手当を支給する制度です。

扶養義務者の所得に応じて支給制限があります。

支給額 月額 15,220円(令和5年4月から)

障害児通所支援サービス

問 障がい福祉課

児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応できるように訓練などを行います。

放課後等デイサービス

就学児を対象に、授業終了後または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行います。

保育所等訪問支援

保育所・学校などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

障がいのあるお子さまへの支援



障害児通所支援

対象者 おもに、障害者手帳をお持ちの18歳未満の児童
(18歳到達後も、在学中は利用可能です)

相談、申請、計画案の作成依頼

① 相談

障がい福祉課または各分庁舎市民生活課、相談支援事業所などに相談します。

◆ 相談支援事業所一覧

相談支援事業所 ばれっと

〒035-0021
むつ市大字田名部字赤川ノ内並木73-3
TEL 0175-22-3223
FAX 0175-22-9868
対象者：障がい者、障がい児



障害福祉施設 ハートランドさくら

〒035-0044
むつ市赤川町11-22
TEL 0175-28-2311
FAX 0175-22-3888
対象者：障がい者、障がい児



ら・ぼるて

〒035-0021
むつ市大字田名部字南松山26-3
TEL 0175-31-1728
FAX 0175-31-1729
対象者：障がい児



こども発達支援センター りりい

〒035-0061
むつ市下北町6-51
TEL 0175-33-2370
FAX 0175-33-2737
対象者：障がい児



相談支援事業所 ROSSO

〒035-0066
むつ市緑ヶ丘10-14
TEL 090-3127-9012
FAX 0175-34-9751
対象者：障がい者、障がい児



② 申請

障がい福祉課または各分庁舎市民生活課に申請します。

③ 計画案作成依頼（上記、相談支援事業所参照）

相談支援事業所へ「障害児支援利用計画案」作成の依頼をします。



サービス支給決定、サービス利用開始

① 支給決定

障害児支援利用計画案の内容などをもとに、各種サービスの支給決定がなされ、「障害福祉サービス受給者証」が発行されます。

② 利用開始

サービス事業所と契約を交わし利用を開始します。新たなお困りごとや不明な点は相談支援専門員や障がい福祉課へご相談ください。



問 障がい福祉課

居宅介護

ヘルパーが自宅で、身のまわりの手伝いを行います。

短期入所(ショートステイ)

家族に用事があったり病気などの場合に、施設で短期間お預かりして日常生活のお世話を行います。

地域生活支援事業



問 障がい福祉課

移動支援

屋外での移動が困難な障がいのある方に対して、外出のための支援を行うことにより地域における自立生活及び社会参加を促します。

※原則利用者負担は1割ですが、所得により軽減される場合があります。

日中一時支援

障がいのある方などの日中における活動の場を確保し、家族の就労および日常的に介護している方の一時的な休息を目的とします。

※原則利用者負担は1割ですが、所得により軽減される場合があります。

訪問入浴サービス

入浴に全面的な介助を必要とする重度の身体障がいの方に、自宅へ訪問入浴車を派遣し、清潔保持・心身機能の維持などを図ります。

※原則利用者負担は1割ですが、所得により軽減される場合があります。

障がいのあるお子さまへの支援



日常生活用具の給付

日常生活の便宜を図るため、T字杖、入浴補助用具、特殊寝台、特殊マットなどの日常生活用具を給付しています。種目ごとに障害者手帳の種別、等級、年齢などについての制限があります。

※日常生活用具の基準額もしくは製品価格の1割が利用料としてかかります。基準額を超えた分は自己負担となります。

補装具の交付・修理

障がいを補うための義肢、車いす、補聴器などの購入・修理にかかる費用を給付しています。

※原則利用者負担は1割。住民税非課税世帯は負担なし。

中軽度難聴児への補聴器購入等助成事業



身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度の難聴のある児童に対して補聴器購入費用の2/3を助成します。

対象 18歳に達する年度末までの間の児童で両耳の難聴児



遊び場・集いの場



子育て支援センター・サークル



ムチュ☆らんど(むつ市キッズパーク)

- ▶子どもが安心して遊べる室内遊戯場施設です。
- ▶事前の申し込みは不要です。

施設・サークル名	連絡先	活動場所	日時
ムチュ☆らんど (むつ市キッズパーク)	0175-23-6305	ムチュ☆らんど (むつ市キッズパーク)	9時30分から16時30分 休:火曜日、年末年始



子育て支援センター

- ▶子育て中の親子が気軽に遊べる場や、子ども・親同士が自由に交流できる場です。
- ▶市内3か所の保育園、認定こども園が市の委託を受けて活動しています。
- ▶事前に各センターへの登録が必要です。
- ▶各センターの活動予定は、市のホームページから確認出来ます。

施設・サークル名		連絡先	活動場所	日時
子育て支援センター	うさぎクラブ	0175-24-5117	大平保育園	10時から15時 休:土・日・祝、年末年始
	ひよこクラブ	0175-23-1970	柳町ひまわり保育園	10時から15時 休:土・日・祝、年末年始
	ぼかぼかルーム	0175-34-5100	大畑中央保育園	10時から15時 休:土・日・祝、年末年始



その他サークル等

- ▶上記以外に、子育て支援活動を行っている保育園や幼稚園、認定こども園、団体です。

施設・サークル名		連絡先	活動場所	日時
サークル等	びよびよクラブ	0175-22-5070	こばと幼稚園	金曜日 10時から11時 (月1回)
	にこにこ・キッズ	0175-22-2223	星美幼稚園	平日・土曜日 10時から11時30分 (年18回程度)
	子育て エンジョイ会	0175-22-1530	むつひまわり幼稚園	土曜日 10時から11時30分 (月1回から2回)
	みるきールーム	0175-24-1720	大湊カトリック幼稚園	10時から11時 月1回から3回程度
	スマイル 子育てメイト	0175-42-3673	あたご幼稚園	土曜日 8時30分から11時30分 (月1回、3月4月を除く)
	まめっ子サロン	0175-34-5255	こすもす幼稚園	水曜日 9時から11時 (月1回)
	ふれあい広場 (子育てメイト会)	0175-23-7844	ムチュ☆らんど 水源池公園	10時から11時30分 (月1回から3回)

施設・サークル名	連絡先	活動場所	日時
サークル等	みんなの広場	0175-23-7844	みんなの広場
	おはなし会	0175-28-3500	むつ市立図書館
	子育てしゃべり場 委員会	0120-122-373	コープあおもり むつセンター
	むつ「抱っこ会」	090-7063-4315	お問い合わせください
			9時30分から12時 休:日・月
			土曜日 11時から
			月1回
			不定期

家事・育児を手伝ってほしい

むつ市シルバー人材センター

問 むつ市柳町二丁目8-65 TEL 0175-23-5884

人材センターの会員が自宅に来て、幼児期から小学校低学年までの子どもの育児や家事を支援します。

利用料金(目安)	2時間:2,000円+事務手数料12% ※1回あたりの利用は2時間からです。
----------	--

※内容や時間により料金が変動します。詳細は人材センターにご確認ください。

むつ・下北地区「コープくらしのたすけあいの会」(青森県生活協同組合連合会)

問 たすけあいの会本部事務局 TEL 0120-30-1521

会の活動会員が自宅に来て、家事や育児を支援します。

利用料金	▶一般家事支援 1時間700円 ▶外仕事 1時間800円 (但し、交通費は別途かかります)
利用限度	1日4時間まで
活動時間	月曜日から金曜日 10時から17時(祝日・お盆・年末年始を除く)

ニチイライフ

問 TEL 0178-24-2924

- ▶ニチイの家事・育児・自費介護サービスです。
- ▶介護職員初任者研修修了者以上の資格を持ったスタッフがサービスを行います。
- ▶事前に電話かホームページで相談を行い、内容確認や申込みを行う必要があります。

主なサービス 内容	▶産前産後サービス 体調が変化する妊娠中や、なれない育児で生活リズムが変動する出産直後の家事・育児を支援します。 例:調理・掃除・買い物・オムツ替えの補助 ▶お子さま安心サービス 親御さんの留守が多いご家庭で、お子さまを見守りながら家事等を行います。 例:子どもの食事の準備・見守りながらの家事 ※この他、お掃除代行サービス、お片付けサービスなどがあります。
利用料金	▶定期プラン(週1回以上):1回(1時間)2,860円 ▶定期プラン(月1回以上):1回(1時間)3,630円 ▶延長料金:30分毎 1,320円 ※この他にも各種プランがあります。

子育ての相談窓口



育児についての不安や悩みごとの相談機関



むつ市役所

問 むつ市中央一丁目8-1 TEL 0175-22-1111



子育て支援課

直通電話 TEL 0175-22-2244

- ▶ 母子健康手帳交付
- ▶ 妊娠、出産に関する相談の実施
- ▶ 子どもの発達、発育に関する相談の実施
- ▶ 子育ての不安、悩みに関する相談
- ▶ 親御さんの健康相談
- ▶ 必要に応じての家庭訪問
- ▶ こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)の実施
- ▶ 乳幼児健診・離乳食教室、赤ちゃん教室等の実施
- ▶ 特別児童扶養手当に関すること
- ▶ 母子家庭、父子家庭の相談の実施
- ▶ 福祉資金の貸付に関すること



子ども家庭課

- ▶ 保育所、認定こども園への入園に関すること
- ▶ なかよし会への申請に関すること
- ▶ 児童手当に関すること
- ▶ 児童扶養手当に関すること
- ▶ 子ども医療費に関すること
- ▶ ひとり親家庭等医療費に関すること
- ▶ 未熟児養育医療費に関すること

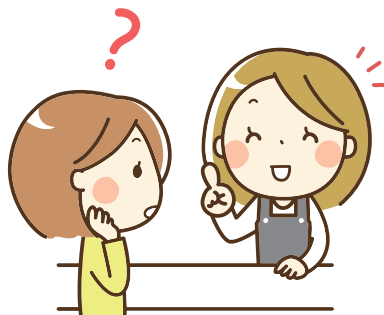


予防医療・感染症対策課

- ▶ 予防接種に関する相談
- ▶ 予防接種の実施

※川内・大畑・脇野沢地区の各庁舎における窓口は、次のとおりです。

川内庁舎 市民生活課	住所 川内町川内47	TEL 0175-42-2111
大畑庁舎 市民生活課	住所 大畑町中島108-5	TEL 0175-34-2111
脇野沢庁舎市民生活課	住所 脇野沢渡向107-1	TEL 0175-44-2111





むつ保健所

問 むつ市中央一丁目3-33 TEL 0175-31-1388

運動発達及び手足の動きや歩き方等が気になる子どもを対象とした、専門医による療育相談



青森県むつ児童相談所

問 むつ市中央一丁目3-33 TEL 0175-23-5975

- ▶ 子どもの発達等に関する相談
- ▶ 育児不安や子どもを家庭で育てられない等の相談



児童虐待の予防



児童虐待とは…

身体的虐待	なぐる、ける、やけどを負わせる、体を激しく揺さぶる など
性的虐待	性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する など
心理的虐待	「死んでしまえ」「産まなきゃ良かった」などのひどい言葉で傷つける、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で夫婦間暴力を振るう など



あなたにできること…

- ▶ 子育て中の親子にやさしいまなざしをお願いします
話し相手になったり、あいさつや声がけをしたりするなど、あたたかい見守りを
- ▶ 子育てに悩んでいる人は、ひとりで悩まずに相談してください
子育てには誰かの助けが必要です
- ▶ 虐待で苦しんでいる子どもは、がまんしないで相談してください
- ▶ もしできるなら虐待を受けた子どもたちの親代わり(里親)になってください
- ▶ 「気にかかる親子」や「もしかして虐待では?」と思ったときには下記の相談機関に連絡してください

連絡(通告)することは、問題を抱えて困っている家庭に支援の手を差し伸べ、子どもや家庭を救うことです。

連絡(通告)による職員の訪問は、支援のきっかけとお考えください。

また、連絡された方の秘密は守られます。



もしかして…と感じたら迷わず連絡(通告)を！



むつ児童相談所(月～金曜日 午前8時半～午後5時15分)	TEL 0175-23-5975
子育て支援課(月～金曜日 午前8時半～午後5時15分)	TEL 0175-22-1111
児童相談所全国共通ダイヤル(24時間365日対応)	TEL 189(いちばやく)